

市営住宅における入居要件の緩和等について

1 市営住宅の優先入居世帯の拡大（若者夫婦世帯・矯正施設出所者）

（１）改正目的・内容

市営住宅を活用し、子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図ること、また、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なことから、若者夫婦世帯や矯正施設出所者が市営住宅へ円滑に入居できるようにするため、「青森市営住宅及び青森市特定公共賃貸住宅管理運営に関する取扱要綱」を改正し、市営住宅への入居の際に優先入居の対象としている世帯に、若者夫婦世帯として「いずれかが 39 歳以下の夫婦のみの世帯」及び「矯正施設出所者がいる世帯」を新たに加える。

※優先入居…公開抽選方式：当選確率を 2 倍、ポイント方式：住宅困窮度判定に加算

優先入居が可能な世帯

現行

- ・ 著しく所得の低い世帯（生活保護受給世帯）
 - ・ 60 歳以上の方がいる世帯
 - ・ 障がい者がいる世帯
 - ・ 18 歳未満の子がいる世帯
 - ・ DV 被害者世帯
 - ・ 犯罪被害者
 - ・ 中国残留邦人世帯
- 等



改正後

- ・ いずれかが 39 歳以下の夫婦のみの世帯
 - ・ 矯正施設出所者がいる世帯
- を追加

（２）改正時期

令和 7 年 4 月 1 日

2 被災者への市営住宅の一時利用に関する要綱の制定

（１）制定目的・内容

火災、地震、風水害、雪害等の災害による居住不能となった被災者の生活再建を支援するため、行政財産目的外使用許可により市営住宅の空き住戸を一時的に使用させるための取り扱い要綱を制定する。

（２）要綱の主な内容

対象者	青森市在住の被災者（市営住宅の入居資格は問わない）
使用期間	6 か月以内（最大 1 年間まで延長可）
使用料・敷金	免除

（３）制定時期

令和 7 年 4 月 1 日